

学 則

学校法人 電子開発学園九州
K C S 北九州情報専門学校

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、コンピュータに関する専門技術者を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、K C S 北九州情報専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、北九州市小倉北区浅野 2 丁目 4 番 1 号に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業 年限	入 学 定 員	総 定 員	備 考
工 業 専 門 課 程	大学併修科	4 年	3 5 名	1 4 0 名	昼間
	情報エキスパート科	3 年	8 0 名	2 4 0 名	昼間
	情報スペシャリスト科	2 年	4 0 名	8 0 名	昼間
	ゲームクリエイター科 (令和 7 年度より募集停止)	3 年	—	—	—
	ゲームプログラマ科 (令和 7 年度より募集停止)	2 年	—	—	—
合 計			1 5 5 名	4 6 0 名	

(学年・学期)

第 6 条 本校の学年は、次のとおりとする。

(1) 大学併修科、情報エキスパート科、情報スペシャリスト科
4月1日に始まり、翌年3月31日に終る

2 専門課程の学期は、次のとおりとする。

(1) 大学併修科、情報エキスパート科、情報スペシャリスト科
前 期 4月 1日から 9月30日まで
後 期 10月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、
休業日を変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏期休業 8月 1日から 8月31日まで

冬期休業 12月20日から 1月 6日まで

春期休業 2月14日から 3月 6日まで

第 3 章 教育課程、授業時間数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第 8 条 本校の教育課程、授業時数及び卒業までに履修させる授業時数次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	時 数	別 表
工業専門課程	大学併修科	3,610	第1
	情報エキスパート科	3,180	第2
	情報スペシャリスト科	2,130	第3
	ゲームクリエイター科	3,180	第4
	ゲームプログラマ科	2,130	第5

(成績評価)

第 9 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(始業・終業時刻)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

	学 科 名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
工 業 専 門 課 程	大学併修科	昼間	9時15分	16時45分	月～金
	情報エキスパート科	昼間	9時15分	15時00分	月～金
	情報スペシャリスト科	昼間	9時15分	15時00分	月～金
	ゲームクリエイタ科	昼間	9時15分	15時00分	月～金
	ゲームプログラマ科	昼間	9時15分	15時00分	月～金

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校 長 1 名

(2) 教 員

課 程	工業専門課程	計
教 員	19 名	19 名
講 師	名	名
助 手	2 名	2 名
計	21 名	21 名

(3) 事務職員 3 名

(4) 学校医 1 名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、転校、学科変更、休学、退学及卒業

(入学資格)

第 1 2 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第 1 8 3 条に該当する者とする。

(入学時期)

第 1 3 条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

- (1) 工業専門課程は、毎年 4 月とする。

(入学手続)

第 1 4 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第 2 7 条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定された期日内に第 2 7 条の入学金を添え手続きをとらなければならない。

(転校)

第 1 5 条 本学園内各校への転校は、正当な事由と転入先の学校に欠員がある場合に選考の上、許可することができる。

(学科変更)

第 1 6 条 入学時の学科から、別の学科に移籍することを学科変更という。学科変更を行う場合は、その旨を公示し、審査を実施する。

学科が変更できる時期は、前期または後期の授業開始日とする。

(休学、復学)

第17条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって、10日以上にわたって休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

3 休学期間は原則として当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第19条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第20条 前条により、下記課程及び学科を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。（別紙第1号様式（卒業証書－1））

課程	学科	告示
工業専門課程	大学併修科	平成17年12月9日 新規告示

2 前条により、下記課程及び学科を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。（別紙第1号様式（卒業証書－2及び3））

課程	学科	告示
工業専門課程	情報エキスパート科	平成7年1月23日 新規告示 平成14年2月27日 変更告示 平成22年2月26日 変更告示
	情報スペシャリスト科	平成16年2月17日 新規告示 平成22年2月26日 変更告示
	ゲームクリエイタ科	平成15年2月19日 新規告示 平成22年2月26日 変更告示
	ゲームプログラマ科	平成7年1月23日 新規告示 平成13年3月8日 変更告示 平成14年2月27日 変更告示 平成22年11月29日 変更告示 平成30年2月28日 変更告示

第 5 章 編入学制度、履修認定

(編入学制度)

第 2 1 条 学科に定められた修業年限の途中の年次に、別に定める要件を満たす者が入学できる制度を編入学制度という。

2 編入学ができる年次は、4 年課程においては 2 年次又は 3 年次、3 年課程及び 2 年課程においては 2 年次とする。

(履修認定)

第 2 2 条 他の大学、短期大学、専修学校における履修を、本校における履修として認定することができる。また、校長が定めた履修経歴または取得資格を、本校における履修として認定することができる。

第 6 章 科目互換

(科目互換)

第 2 3 条 他の大学、短期大学、専修学校における特定の授業科目の履修を、本校における特定の授業科目と対応させて履修を認定することができる。

2 本規定は専修学校設置基準第 9 条及び 1 0 条に基づいて規定する。また、科目互換における認定授業時限数については、同基準第 1 6 条に従う。

第 7 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 2 4 条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。(別紙第 2 号様式 (修了証書))

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第 8 章 附帯教育

(研究生)

第 25 条 別科として、本校において指導教員の指導を受け、特定の事項について研究活動を実施することを目的に情報研究専攻科を設置する。当科に在籍を許可された者を研究生と称する。

当科への入学を希望する者は、(定める期間内に) 入学志願書に必要事項を記入の上、校長に提出し、校長は本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を認めることができる。(別紙第 2 号様式(修了証書))。

- 2 研究生として、入学することのできる者は、専門学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の年間授業時間数は、800 時間を越えないものとする。
- 4 研究生の研究期間は、原則として 1 年とする。
- 5 定員は若干名とする。
- 6 休業日は、第 2 章 第 7 条と同じとする。
- 7 カリキュラムは、指導教員と協議の上、研究内容に応じて決定する。
- 8 授業料は、年間 6 万円とし、月払いとする。
- 9 その他研究生に関する事項は別に定める。

第 9 章 賞罰

(褒賞)

第 26 条 成績優秀にして他の模範と認められる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第 27 条 校長が教育上必要と認める場合は、懲戒に処することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 次の各号の一に該当する者は退学処分とする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 刑罰法令に違反した行為をした者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為を行った者

第 10 章 入学金及び授業料等

(納付金)

第 28 条 本校の入学検定料、入学金、授業料及び実習費は、次のとおりとする。

課 程	工 業 専 門 課 程		
学 科 項 目	大学併修科		情報エキスパート科 情報スペシャリスト科
	(一年次)	(二年度～四年度)	
入学検定料	15,000円	-----	15,000円
入 学 金	100,000円	-----	100,000円
授 業 料	438,000円	438,000円	720,000円
施 設 費	346,000円	346,000円	346,000円

- 2 授業料等の納期は、各学年の始めとするが、授業料等については前期、後期に分納することができる。
- 3 進級学年における学費は入学年度の学費を維持する。
- 4 学科変更者、復学者の学費は新たに在籍する学科・年次の学費とする。
- 5 編入学者の学費は、当該学科の1年次の学費(入学金含む)とする。
- 6 科目等履修生の履修費は、別途定める。
- 7 すでに納入された学費は、原則として返還しない。

第 29 条 入学する年の3月31日までに入学辞退を申し出た者に限り、入学検定料および入学金を除いた校納金を返還する。

- 2 停学を命ぜられた者も同様とする。

第 30 条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第 31 条 授業料その他の納付金を3カ月以上滞納した者は除籍することができる。

第 11 章 健康診断

(健康診断)

第 32 条 学校保健法第 6 条の規定に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

第 12 章 職業紹介事業

(職業紹介事業)

第 33 条 職業安定法に基づく無料職業紹介事業の運営については、校長が定める。

第 13 章 雑 則

(雑則)

第 34 条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附則

1. この学則は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
3. この学則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
4. この学則は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
5. この学則は、平成 7 年 2 月 10 日より施行する。
6. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
7. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
8. この学則は、平成 10 年 3 月 1 日より施行する。
9. この学則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
10. この学則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
11. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
12. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
13. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
14. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
15. この学則は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
16. この学則は、平成 15 年 3 月 1 日より施行する。
17. この学則は、平成 16 年 3 月 1 日より施行する。
18. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
19. この学則は、平成 17 年 12 月 9 日より施行する。
20. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
21. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
(ビジネスパソコン科を IT ビジネス科へ学科名変更)
22. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
(大学併修科、情報システム専門科のカリキュラムの一部変更)

23. この学則は、平成20年4月 1日より施行する。
(医療情報学科新設による。別表第1の情報システム専門科(医療情報コース)等のカリキュラムを廃止する。学費に係る規定を変更する。科目等履修生の修了証書を変更する。)
24. この学則は、平成20年3月 1日より施行する。
(平成20年2月26日官報告示 ITビジネス科の専門士称号付与)
25. この学則は、平成20年4月 1日より施行する。
(休業日、教員数、入学辞退者に対する学費等に係る規定、カリキュラムの一部変更)
26. この学則は、平成21年4月 1日より施行する。
(学科名の一部変更等)
27. この学則は、平成21年4月 1日より施行する。
(情報ライセンス科の新設等)
28. この学則は、平成22年4月 1日より施行する。
(マルチメディア科をゲーム・CG科へ学科名変更)
29. この学則は、平成22年2月26日より施行する。
(平成22年2月26日官報告示 システムエンジニア科、ゲームクリエイタ科、プログラマ科の専門士称号付与)
30. この学則は、平成22年4月 1日から施行する。
(附帯教育の追加、休業日の変更、科目及び授業時間数の変更等のため)
31. この学則は、平成22年11月29日より施行する。
平成22年11月29日官報告示 医療情報学科(新規)、ゲーム・CG科(変更)の専門士称号付与
32. この学則は、平成23年4月 1日から施行する。
(休業日の変更、カリキュラムの一部変更のため)
33. この学則は、平成24年4月 1日から施行する。
(大学併修科のコース名削除、ITビジネス科をビジネス情報科へ学科名変更、休業日の変更等のため)
34. この学則は、平成24年4月 1日から施行する。
(情報ライセンス科のコース名削除、カリキュラムの一部変更のため)
35. この学則は、平成25年4月 1日から施行する。
(休業日の変更、大学併修科及び情報ライセンス科以外のコース名削除、カリキュラムの一部変更のため)
36. この学則は、平成25年1月29日から施行する。
平成25年1月29日官報告示 ビジネス情報科(変更)の専門士称号付与
37. この学則は、平成26年4月 1日から施行する。
(休業日の変更、教員数の変更、カリキュラムの一部変更)
38. この学則は、平成27年4月 1日から施行する。
(情報ライセンス科の廃止、大学併修科の定員変更、学費の変更)
39. この学則は、平成27年4月 1日から施行する。
(休業日の変更、教員数の変更、カリキュラムの一部変更)
40. この学則は、平成28年4月 1日から施行する。
(休業日の変更、教員数の変更、カリキュラムの一部変更、卒業証書書式の追加及び変更)
41. この学則は、平成29年4月 1日から施行する。
(ゲーム・CG科をゲーム・CGデザイン科へ、ビジネス情報科をビジネス科へ学科名変更、学費の変更)
42. この学則は、平成29年4月 1日から施行する。
(休業日の変更、教職員数の変更、カリキュラムの一部変更)

43. この学則は、平成30年4月 1日から施行する。
(医療情報学科の募集停止、大学併修科、システムエンジニア科、ゲームクリエイター科の入学定員、定員合計の変更および全学科の入学定員、総定員の変更、システムエンジニア科のカリキュラムの一部を変更)
44. この学則は、平成30年2月28日から施行する。
(平成30年2月28日官報告示 ゲーム・CG科(変更)およびビジネス情報科(変更)の専門士称号付与)
45. この学則は、平成30年4月 1日から施行する。
(休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムの一部変更)
46. この学則は、平成31年4月 1日から施行する。
(休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムの一部変更)
47. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
(医療情報学科の削除、休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムの一部変更、校納金に関する取扱い)
48. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
(入学および総定員の変更、休業日の変更、カリキュラムの一部変更)
49. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
(休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムの一部変更)
50. この学則は、令和4年4月1日から施行する。
(学科名変更、募集停止、休業日の変更、カリキュラムの一部変更)
51. この学則は、令和4年4月1日から施行する。
(休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムの一部変更)
52. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
(学科名の変更、学科の廃止、カリキュラムの一部変更)
53. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
(休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムの一部変更)
54. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
(休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムの一部変更)
55. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
(学科名の変更、学科の募集停止、入学定員の変更、カリキュラムの一部変更、納付金の一部変更)
56. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
(休業日の変更、教職員組織の変更、カリキュラムの一部変更)

第XXXXXXXXXX号

卒業証書

学校
印

氏名 XX XX
平成XX年XX月XX日生

本校工業専門課程大学併修科(四年)の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示により高度専門士（工業専門課程）と称することを認める

令和XX年XX月XX日

学校法人 電子開発学園九州
KCS北九州情報専門学校
校長 氏 名 校長印

第XXXXXXXXXX号

卒業証書

学校
印

氏名 XX XX
平成XX年XX月XX日生

本校工業専門課程情報エキスパート科(三年)の所定の課程(職業実践専門課程)を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示により高度専門士（工業専門課程）と称することを認める

令和XX年XX月XX日

学校法人 電子開発学園九州
KCS北九州情報専門学校
校長 氏 名 校長印

第XXXXXXXXXX号

卒業証書

学校
印

氏名 XX XX
平成XX年XX月XX日生

本校工業専門課程^{注)}○○○○科(○年)
の所定の課程を修めたので卒業証書
を授与し文部科学大臣告示により高
度専門士（工業専門課程）と称する
ことを認める

令和XX年XX月XX日

注)○○○科(○年)は、
情報エキスパート科(3年)
情報スペシャリスト科(2年)
のいずれかとする。

学校法人 電子開発学園九州
KCS北九州情報専門学校

校長 氏 名

校長
印

第XXXXXXXXXX号

修了証書

学校
印

氏名 XX XX
平成XX年XX月XX日生

上記の者は本校の^{注)いずれか}別科情報研究専攻科
科目等履修生
の下記の科目を修了したことを証する

令和XX年XX月XX日

科目名:○○○○○○○○
:○○○○○○○○

学校法人 電子開発学園九州
KCS北九州情報専門学校

校長 氏 名

校長
印

